

2006年(平成18年)8月25日

法務省 民事局 参事官室 御中

大阪弁護士会
会長 小寺 一矢

「電子登録債権法制に関する中間試案」に関する意見書

平成18年8月1日、法務省民事局参事官室から、「電子登録債権法制に関する中間試案」についてパブリックコメントが求められた。当会は、電子登録債権に関する法制の重要性、実務に対する影響の大きさに鑑み、検討チームを組織して中間試案について検討を重ねてきたが、今般、これらを取り纏め、次のとおり意見を述べることにする。

初めに、電子登録債権法制導入に際しての主体の範囲についての意見を述べる。

当会としては、電子登録債権制度の導入は賛成するが、その主体、すなわち債権者、債務者、登録保証人等当事者に「消費者」を含めるのは時期尚早であり、当初は事業者を中心とする制度をして創設し、電子登録債権法制が広く浸透した時点で消費者にかかる制度を適用するメリット・デメリットについて広く議論をした上で、導入の是非を検討すべきであると考えます。

上記意見の理由は、次のとおりである。

第1に、電子登録債権法制は、消費者を全く未知の制度に巻き込む危険を含む。電子登録債権法制を利用するかどうかは利用者の自由に委ねられるが、多くの消費者等はインターネットを利用した商取引の経験がある程度で、債権の電子登録の意味、効果を理解した上で電子登録債権の発生登録をするか疑問である。

第2に、これまで、流動化策として特定債権法や債権譲渡特例法の法制化がされてきたが、いずれも民法の指名債権譲渡の原則を維持しながら、債権譲渡の对抗要件具備を簡便化するものであったが、電子登録債権法制は、原因関係と切り離された新たな債権を創設するという意味で手形債権と同様の機能を持つものとして設計され、更に、手形用紙を利用する場合に比べ省資源化(ペーパーレス化)を実現している。しかしながら、反面、管理機関への登録等複雑な制度設計がなされており、利用者の知識経験能力の次第では、逆に負担を強いることになりかねない。金融機関から統一手形用紙を入手したことのない、あるいは約束手形を見たこともない消費者等に、電子登録債権法制の理念に沿う適正な利用を期待することは、現時点では困難である。中間試案は、消費者への対応を抗弁の承継を認めることで対処しようとするが、消費者にすれば裁判手続等による防禦を求められること自体相当な負担となり得る。

第3に、当事者の意思に着目しても、電子登録債権法制が導入された際、電子登録債権を創設しようとする債務者の意思は、個々具体的な表示というよりも、事業者が作成する約款によるものとなるのが容易に想像できるが、債務者に複雑な法制度を利用させるためには、制度自体が浸透していることが必要である。

このような制度利用上の問題点を考えると、電子登録債権制度の発足による消費者の混乱と被害を避けるために、少なくとも企業間で制度の利用が進み、その効用と弊害が周知されるまでの間、消費者は当事者から除外すべきである。

第1 総則

1 電子登録債権の概念

電子登録債権（仮称）は、電子登録債権を発生させる原因となった法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権であって、当事者の意思表示に加えて、管理機関（仮称）が作成する登録原簿（仮称）に登録をしなければ発生及び譲渡の効力が生じない債権であって、指名債権・手形債権等既存の債権と異なる種類の債権とするものとする。

（注）電子登録債権は、意思表示に基づいて発生する債権の一種であるから、電子登録債権法制において別段の定めをしない限り、民法の規定が適用される。例えば、権利能力や行為能力については、民法の一般原則によって規律されることになる。

【意見】

賛成する。

【理由】

流通性を確保するため、更には、電子化、ペーパーレス化するため、発生・譲渡の効力要件として登録機関への登録を要求するため、既存の指名債権等は異なる新たな種類の債権を認める必要があることは理解できる。

なお、電子登録債権を意思表示に基づいて発生する債権の一種として構成する以上、民法の一般原則を排除すべき理由はない。

2 電子登録債権に係る意思表示

(1) 電子登録債権の発生・譲渡等の要件等としての意思表示

〔A - 1 案〕 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるには、管理機関による登録の他、当事者間の契約及び当事者による登録の申請が要件となるものとする。この場合において、登録の申請は当事者の双方がしなければならないものとする。ただし、管理機関は、当事者の双方が登録の申請をしたことを確認すれば足りるものとする。

〔A - 2 案〕 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるには、管理機関による登録の他、当事者間の契約及び当事者による登録の申請が要件となるものとする。この場合において、登録の申請は当事者の双方がしなければならないものとし、当該契約の申込み及び承諾は、それぞれ当事者の登録の申請及び管理機関による申請内容の相手方に対する通知により行わなければならないものとする。ただし、一方の当事者が相手方を代理して申請をする場合又は当事者が共同して申請をする場合には、管理機関は、申請内容を相手方に通知することを要しないものとする。

〔B - 1 案〕 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるにつき、当事者間の契約は要件ではなく、当事者による登録の申請及び管理機関による登録のみが要件となるものとする。この場合において、登録の申請は当事者の双方がなければならないものとする。

〔B - 2 案〕 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるにつき、当事者間の契約は要件ではなく、当事者による登録の申請及び管理機関による登録のみが要件となるものとする。この場合において、登録の申請は債務者・譲渡人等のみが行えば足りるものとする。

（注） B - 2 案は、債務者・譲渡人等による登録の申請及びこれに基づく管理機関による登録が行われれば、それだけで、発生登録に債権者として登録された者又は譲渡登録に譲受人として登録された者が電子登録債権を取得し、当該取得について何らの契約も要しないとするものである。

（注 1） 上記のいずれの案を採用したとしても、電子登録債権に係る意思表示（当事者間の契約締結の意思表示及び管理機関に対する登録申請の意思表示の双方を含む。）については、原則として、民法の意思表示に関する規定（93条以下）が適用されるが、電子登録債権の流通性を考慮して、第三者の保護について民法の特則を設けるものとする（(2)参照。）

（注 2） A - 1 案及び B - 1 案における当事者双方の申請には、共同申請のほかに、当事者のそれぞれが別の時期に同じ内容の申請をすることも含まれ、また、例えば、当事者の一方が管理機関宛に送信した申請書ファイルに当事者双方の電子署名がされているものも、共同申請に該当し、したがって当事者双方の申請に含まれることになる。

なお、このような当事者双方の登録申請について、各管理機関は、業務規程で、その方式を限定すること（例えば、共同申請の方式によらなければならないものとする）もできる（４(３)参照）。

（注３） 上記の各案における「発生・譲渡等」の「等」とは、登録保証、質権設定などを指している。

【意見】

A - 2 案に賛成する。

【理由】

1 先ず、利用する者の理解しやすさ、受け入れやすさを重視すべきであり、かかる観点からは、当事者間の合意に基づいて電子登録債権に係る債権債務関係が生じるとする A 案が妥当で、これまでの手形その他の法律関係と親近性を有する。当事者間の契約関係を問うことなく当事者間に債権債務関係を法定創設する B 案は採用できない。

2 次に、A 案のうち、A - 1 案と A - 2 案の何れに拠るべきかであるが、A - 2 案は、あたかも管理機関を中継地点とすることで、登録内容の齟齬を防止できるメリットがある。

A - 2 案に対する、電子登録債権の活用には不熱心な債権者に関する批判（イ）については、電子登録債権制度を利用するメリットは主として債権者に存すると考えられるところ、かかる地位にある債権者が登録することを失念することの不利益は債権者が甘受すべきである。更に、管理機関にとって手間であるとの批判（ロ）については、管理機関が導入するシステムに何を盛り込むかという問題であり（管理機関が手作業で通知をするとは考えられない）、相手方の応答も同様に電子化や法定様式書面での回答とすれば、それ程の負担とは考えられない。また、実際上は、共同申請や代理人申請方式が多用されると思われ、その場合には通知は問題とならない。

代理権の確認の困難性についての批判（ハ）は、他の登記登録機関でも恒常的に行われており、電子登録債権についてのみ問題となるわけではないし、他の機関で代理権の有無の確認によるトラブルが生じているとの指摘はない。

(2) 意思の不存在・意思表示の瑕疵と第三者保護

- a. 電子登録債権に係る意思表示をした者は、善意かつ無重過失の第三者（詐欺による取消しにあっては、取消し後の第三者に限る。）に対して、心裡留保若しくは錯誤による無効又は詐欺〔若しくは強迫〕による取消しを對抗することができないものとする。
- b. 電子登録債権に係る意思表示をした者が消費者（消費者契約法 2 条 1 項に規定する消費者をいう。以下同じ。）である場合には、民法の特則である a は適用しないものとする。

a について

【意見】

賛成する。

更に、虚偽教示における第三者、詐欺による取消し前の第三者についても善意無重過失を要件とすべきである。

なお、強迫については、流通性を重視し、善意無重過失を要件とすべきであるとの見解と、逆に第三者保護規定の設けるべきではないとの見解との両論があった。

【理由】

1 要綱試案の補足説明によれば、「少なくとも文言上は、本試案の特則の方が、第三者の保護要件を厳しくなることになり、本特則を設けた趣旨に反することになるから、これらの場合には、本市案の特則の対象とはしないことにした」と説明されている（13 頁）。

2 しかしながら、虚偽教示における第三者、詐欺による取消し前の第三者についても、判例実務上は、「善意」以外の主観的要件を要求するのが多数であり、善意以外に重過失を要求することが、実質的にみて、特則の趣旨に反するとは考えられないし、むしろ、流通性を重視するのであれば、

事由毎に主観的要件に差異を設けるのではなく画一的に処理すべきであろう。

- 3 なお、強迫については、程度が著しい場合には意思能力を欠くことになり無効とすることで表意者保護は図られるという見解と、違法性が高いことから、表意者保護を重視すべきで、第三者保護規定を設けるべきではないとの両論が主張された。

bについて

【意見】

消費者にも電子登録債権の適用があるとした場合には、賛成する。

しかしながら、そもそも、消費者を電子登録債権の債務者とすることは時期尚早であり、当初の法制度からは除外すべきである。

【理由】

- 1 第1に、電子登録債権法制は、消費者を全く未知の制度に巻き込む危険を含む。電子登録債権法制を利用するかどうかは利用者の自由に委ねられるが、多くの消費者等はインターネットを利用した商取引の経験がある程度で、債権の電子登録の意味、効果を理解した上で電子登録債権の発生登録をするか疑問である。
- 2 第2に、これまで、流動化策として特定債権法や債権譲渡特例法の法制化がされてきたが、いずれも民法の指名債権譲渡の原則を維持しながら、債権譲渡の对抗要件具備を簡便化するものであったが、電子登録債権法制は、原因関係と切り離された新たな債権を創設するという意味で手形債権と同様の機能を持つものとして設計され、更に、手形用紙を利用する場合に比べ省資源化（ペーパーレス化）を実現している。しかしながら、反面、管理機関への登録等複雑な制度設計がなされており、利用者の知識経験能力の次第では、逆に負担を強いることになりかねない。金融機関から統一手形用紙を入手したことのない、あるいは約束手形を見たこともない消費者等に、電子登録債権法制の理念に沿う適正な利用を期待することは、現時点では困難である。
- 3 第3に、当事者の意思に着目しても、遠視登録法制が導入された際、電子登録債権を創設しようとする債務者の意思は、個々具体的な表示というよりも、事業者が作成する約款によるものとなるのが容易に想像できるが、債務者に、複雑な法制度を利用させるためには、制度自体が浸透していることが必要である。
- 4 このような制度利用上の問題点を考えると、電子登録債権制度の発足による消費者の混乱と被害を避けるために、少なくとも企業間で制度の利用が進み、その効用と弊害が周知されるまでの間、消費者については当事者から除外すべきである。

(3) 他人のためにする電子登録債権に係る意思表示

（前注） 他人のためにする電子登録債権に係る意思表示の方法としては、代理方式（代理人の氏名等を明らかにして意思表示を行う方式）と機関方式（代理人の氏名等を明らかにせず意思表示を行う方式）があるが、そのいずれについても、原則として、民法の規定が適用される。

例えば、他人のために電子登録債権に係る意思表示をした者が、その権限を有しなかった場合（代理方式における無権代理の場合と、機関方式における本人の名義の冒用の場合）、当該行為は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない（民法113条）が、表見代理の規定（民法109条、110条、112条）が適用又は類推適用されたときは、本人に効果が帰属することとなる。

また、本人が追認をしたときは、別段の意思表示がない限り、登録のときに遡って効力を生ずるが、第三者の権利を害することはできない（民法116条）。ただし、次のa及びbについては、民法の特則を設けるものとする。

a. 追認・追認拒絶の相手方

追認又はその拒絶は、電子登録債権に係る債務の債務者（発生登録における債務者及び登録

保証人をいう。以下同じ。)又は電子登録債権の譲渡人がこれを行う場合にはその時における電子登録債権の債権者として登録されている者に対して、「電子登録債権の債権者又は譲受人がこれを行う場合にはその時における電子登録債権に係る債務の債務者として登録されている者に対して、それぞれ」しなければならないものとする。

(注) プラケットは、電子登録債権の発生・譲渡等の要件等としての意思表示((1)参照)につきB-2案を採る場合には不要になる規定であることを示すものである。

b. 他人のためにする意思表示をした者の責任

他人のために電子登録債権に係る意思表示をした者に対する民法117条2項の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは「重大な過失」と読み替えるものとする。

(注1) 手形法8条2文・3文と同様の規定は設けないものとする。

(注2) 他人名義を冒用して電子登録債権に係る意思表示をした者についても、無権代理人の責任の規定が適用又は類推適用される。

【意見】

賛成する。

(4) 申請を行うべき者が複数いる場合の登録の申請

a. 債務者又は債権者が複数いる場合など登録の申請を行うべき者が2人以上である場合には、その全員が申請を行わなければならないものとする。

b. 申請を行うべき者の一部に登録の申請をすべきことを命ずる確定判決又はこれと同一の効力を有するものがある場合には、他の申請を行うべき者のみで登録の申請をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

3 電子登録債権と原因関係等

発生登録・譲渡登録等の電子登録債権に係る登録の原因となった法律関係(原因関係)の有効性は、当該電子登録債権の有効性の要件とはしないものとする。

(注1) 原因関係が無効であることは、原因関係の当事者間における人的抗弁となる。

(注2) 一定の原因関係に基づいて電子登録債権を発生させる場合に、原因関係上の債権(原因債権)が消滅するかどうか、また、原因債権と電子登録債権が併存する場合に、いずれを先に行使すべきかについては、当事者の意思に委ねられる方向で、なお検討する。

【意見】

賛成する。

(注2) , については、当事者の意思に委ねられるべきである。

【理由】

手形の場合と同様、原因関係上の債権と電子登録債権のどちらを先に行使すべきかは、電子登録債権をどのような事情によって利用するのかによるから、個々の当事者の意思に委ねられるとすべきである。

特に、当事者の意思が明確でない場合の補充規定については、現在の手形取引においても、原因関係上の債権を先に行使する場合もあり、必ずしも手形債権を先に行使するということが取引慣行として定着しているとはいえないので、逆に当事者の意思が明確でない場合の補充規定は、無用の混乱を招く可能性もあるので、設けるべきではない。

4 登録

(1) 登録のあり方

a. 管理機関は、この試案に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請がなければ、登録をす

ることができないものとする。

- b. 管理機関は、法令及び業務規程に従い適式な申請がされた場合等には、遅滞なく、当該申請等に基づき登録をしなければならないものとする。
 - c. 管理機関は、同一の電子登録債権に関し、登録の申請が2以上あったときは、申請があった順序に従って登録をしなければならないものとする。
 - d. 管理機関は、各電子登録債権ごとに区分して登録原簿を作成しなければならないものとする。
 - e. 登録原簿は、磁気ディスクをもって調製しなければならないものとする。
- (注) 登録原簿は、管理機関の事業の承継等がされる場合以外は、他の管理機関に移転されないものとする。

【意見】

賛成する。

(2) 不実の登録の訂正

- a. 管理機関は、次のいずれかに該当する場合には、当事者の申請によらずに、登録事項の訂正をすることができるものとする。ただし、登録原簿上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の同意があるときに限るものとする。
 - 申請の内容と異なる登録がされている場合
 - 申請がないにもかかわらず、申請を要する事項について登録がされている場合
 - 管理機関が自らの権限により登録すべき事項について、事実と異なる登録がされている場合
- (注) 管理機関が不実の登録内容の訂正をする場合、その前又は後に当該登録申請の当事者に対して、その通知をしなければならないものとするかどうかについて、なお検討する。
- b. 管理機関がaにより登録内容の訂正をするときは、訂正日及び訂正事項をも記録しなければならないものとする。

aについて

【意見】

賛成する。

(注)については、管理機関は不実の登録内容の訂正をする場合には、事前に当事者に通知を要するとすべきである。

【理由】

補足説明では、不実の登録がなされていることが明白で関係者の利益を害するおそれがない場合には、当事者の申請を待つことなく、管理機関が自己の権限で登録事項の訂正をすることを許容することが必要であると説明している(23頁)。確かに、当事者の申請を待つ必要までではないが、利益を害するか否かについては必ずしも当事者の意向を無視できるとは限らないので、訂正に際しては事前の通知を要求すべきである。

bについて

【意見】

賛成する。

【理由】

当事者等が訂正の事実を確認するためには、訂正の経過を記録しておく必要がある。

(3) 申請の方式等

管理機関は、この試案に別段の定めがない限り、業務規程で、当事者の申請及びその撤回の方式、申請事項の内容その他申請に関する事項を定めることができるものとする。

【意見】

管理機関が一定の範囲で業務規程で定めることができることに賛成するが、その範囲は、慎重に決すべきであり、かつ管理機関に対する管理監督も徹底すべきである。

【理由】

試案は、「この試案に別段の定めがない限り」という限定を加えるが、試案上「別段の定め」の範囲が必ずしも明確ではないし、また、近時の立法状況を見ると、法律化した時点で、試案では想定されていないことが明文化されることもあるので、管理機関に委ねる範囲については、慎重に検討すべきである。さらに、管理機関に対する認可に当たっての審査や、認可後の管理機関に対する管理監督も徹底されるべきである。

(4) 登録の権利推定効

登録原簿上、電子登録債権の現在の債権者として登録されている者は、当該電子登録債権を適法に有するものと推定するものとする。

(注) 「登録原簿上、電子登録債権の現在の債権者として登録されている者」には、支払等登録において支払等をしたことが登録されている登録保証人、民事保証人その他の支払等によって生じた法定代位により電子登録債権を取得した者を含んでいる。

【意見】

賛成する。

(5) 不実の登録についての管理機関の責任

管理機関は、登録原簿に当事者の申請と異なる内容が登録されたとき、申請がないにもかかわらず登録がされたとき又は管理機関が自らの権限により登録すべき事項について事実と異なる登録がされたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。[ただし、管理機関が「不可抗力によることを」その職務を行うについて注意を怠らなかったことを]証明した場合は、この限りでないものとする]

(注) この責任規定は、管理機関が記録した内容が当事者の申請内容と異なっていた場合、管理機関が過失等により当事者の申請がないにもかかわらず記録をした場合、管理機関が二重に発生登録をした場合、管理機関の従業員で登録原簿の管理権限を有しない者によって記録がされた場合、ハッキングによって記録がされた場合(履歴を記録することなく、発生登録等の内容が変更された場合(変造)を含む。)などについて適用される。

【意見】

無過失責任とすべきであり、但書は削除すべきである。

【理由】

管理機関が不実の登録により生じた損害について責任を負うのは当然であり、制度の信頼性・安定性を確保するためには、免責規定の適用をみとめるべきではない。無過失責任とすべきである。

(6) 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の責任

[A案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の不法行為責任については、特段の規定を設けず、民法の規定(709条、715条)によって処理するものとする。

[B案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の不法行為責任の適用については、過失が推定されるものとする。

[C案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関は、無過失責任を負うものとする。

(注) 申請権限のない者の申請としては、無権代理人による申請や他人名義の冒用による登録の申請がある。

(後注) 申請者の行為能力の制限や意思の不存在・意思表示の瑕疵を看過して申請を受けた管理機関の注意義務及び責任については、特段の規定を設けない(民法の一般原則に従うこととなる結果、管理機関は、原則として責任を負わない。)ものとする。

【意見】

C 案に賛成する。

【理由】

申請権限の無い者による申請に基づいて申請登録をした管理機関が損害賠償責任を負担すべきことは当然であるが、管理機関には申請者の権限を確認する義務があることからすると、規定を置かずに民法の一般規定に委ねるのは妥当ではない。登録原簿を管理する以上、無過失責任を負うべきである。

第2 電子登録債権の発生

1 電子登録債権の発生の要件

電子登録債権は、当事者の意思表示に加えて、発生登録をしなければ発生しないものとする。

【意見】

賛成する。

2 発生登録手続

(1) 当事者の申請

a. 必要的申請事項

発生登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

電子登録債権の金額

(注) 債権額は、確定した金額で申請しなければならないものとする。

債務者の氏名又は名称及び住所

債務者が2人以上ある場合において、その債務が不可分債務又は連帯債務であるときはその旨、可分債務であるときは債務者ごとの電子登録債権の金額

(注) 債務者の共同相続については、可分債務説を採用することを前提として、この試案を作成しているが、可分債務になることは民法の原則どおりであるから、試案に特段の定めを設けていない。この場合における共同相続人名義への登録手続については、第6の2(1)c 口参照。

債権者の氏名又は名称及び住所

債権者が2人以上ある場合において、その債権が不可分債権であるときはその旨、可分債権であるときは債権者ごとの電子登録債権の金額

(注) 債権者の共同相続の場合の取扱いについては、次の2つの案があるところ、共同相続人間の紛争に管理機関が巻き込まれないようにするという観点をも考慮しつつ、共同相続人名義への登録手続(第6の2(1)c 口参照と併せて、なお検討する。

[A案] 電子登録債権は、共同相続の場合には、当然に共同相続人間で相続分に従って分割されるが、一部譲渡が禁止又は制限されている電子登録債権の場合には、当該禁止又は制限に反する形で一部譲渡の登録をすることはできないものとする。

[B案] 電子登録債権は、共同相続の場合には、不可分債権になるものとする。

支払期日

(注) 支払期日は、確定日で申請しなければならないものとする。

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに

代理人が法人であるときはその代表者の氏名

管理機関が業務規程で定める事項

(注) 電子登録債権の必要的発生登録事項の一部の補充を債権者に委ねる、白地手形類似のものは認めないものとする。

b. 法定の任意的申請事項

発生登録をしようとする者は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、発生登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の記録を求めることができるものとする。

支払方法に関する事項

(注) 例えば、支払先口座として登録された口座に振込をして支払をする旨等が考えられる。

支払期日に関する事項

(注) 例えば、期限の利益喪失約款等が考えられる。

分割払とする旨及び各支払期日における元本の支払額

利息及び遅延損害金に関する事項

(注) 例えば、確定利率や変動利率等が考えられる。

電子登録債権が債権者を受託者とする信託財産となる場合には、信託財産である旨譲渡、登録保証又は質権の設定の制限に関する事項(第3の2参照)

善意取得及び人的抗弁の切断に関する事項

[A案] 発生登録における当事者は、善意取得及び抗弁の切断の規定のいずれをも適用しない旨の登録の申請をすることができるものとする。

[B案] 発生登録における当事者は、抗弁の切断の規定を適用しない旨の登録の申請をすることはできるが、善意取得の規定を適用しない旨の登録の申請をすることはできず、善意取得の規定を適用しない旨の登録は無益的登録事項となるものとする。

[C案] 何人も善意取得又は抗弁の切断の規定を適用しない旨の登録の申請をすることはできず、その旨の登録は無益的登録事項となるものとする。

(注) B案又はC案を採用場合には、管理機関は無益的登録事項となる事項を記録してはならないとすることも考えられる。

c. 法定外の任意的申請事項

発生登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、発生登録の申請において、a及びbに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

【意見】

aについて

ないし、ないしは賛成する。はA案に賛成する。

【理由】

については、現在の判例理論を前提とする限りA案が妥当である。金銭債権の共同相続の場合、相続分に応じて分割されるという原則を電子登録債権についてだけ例外扱いとする必要がない。

管理機関が紛争に巻き込まれる恐れについては、相続人全員での変更登録申請を必要とすることで解消できる(本試案第6の2(1)c口におけるB案またはC案)。電子登録債権の手続段階で解決できる問題を、B案のように他の権利と共通する原則を変更することで解決しようとすることは妥当性を欠く。

【意見】

bについて

ないしおよびは、賛成する。但し、消費者を債務者とする場合には、必要的申請事項とすべきである。は、A案に賛成する。

【理由】

1 そもそも、消費者を債務者とする電子登録債権を認めることは反対であるが、これを認める場

合には、債務の履行に不便、不利益を生じさせないように、支払方法、支払日等に関する事項は、必要的記載事項とすべきである。

2 電子登録債権は多様な用途が想定されることから、善意取得、人的抗弁の切断のいずれの既定も適用しない債権を認めることに支障はないと考えられる。

(2) 管理機関による登録

管理機関は、発生登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

当事者が申請した(1) aの から までの事項並びに b 及び c に掲げる事項

管理機関が業務規程において譲渡の制限に関する事項その他の電子登録債権に係る私法上の権利義務の制限に関する事項を定めている場合には、その内容

(1) aの の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

電子登録債権の番号

登録日

(注1) 登録原簿に記録することにより当該電子登録債権を無効とする有害的登録事項は、これを設けないものとする。

(注2) 業務規程により申請事項を制限した場合には(第1の4(3)参照)、その対象となる事項については、申請をすることができないから、登録がされることもないという整理である。

【意見】

賛成。但し、柱書きの「遅滞なく」は「直ちに」と改めるべきである。

第3 電子登録債権の譲渡

1 譲渡による移転の要件

電子登録債権を譲渡する場合には、当事者の意思表示に加えて、譲渡登録をしなければ、移転の効力は生じないものとする。

(注) 電子登録債権の債権者に相続その他の一般承継が生じた場合又は法定代位が生じた場合には、電子登録債権は、譲渡登録を要件とせずに 移転するものとする。

【意見】

賛成する。

2 電子登録債権の自由譲渡性

[A案] 電子登録債権については、全面的な譲渡禁止特約をすることはできないものとする。

[B案] 譲渡禁止特約についての特則は設けず、電子登録債権についても譲渡禁止特約を認めるものとする。

(注1) A案は、管理機関が業務規程で譲渡の禁止について定めていない場合に当事者が全面的な譲渡禁止特約を定めること及び全面的な譲渡禁止を管理機関が業務規程によって行うことのいずれも認めない(第1の4(3)の「別段の定め」として、全面的な譲渡禁止の定めを業務規程に置くことが許されない旨の定めを設ける。)との立場である。

(注2) A案を採る場合であっても、電子登録債権の発生登録の当事者が、管理機関が業務規程で定める範囲内において、全面的な譲渡禁止特約以外の譲渡の制限に関する登録(当該電子登録債権の譲渡の相手方、譲渡(譲渡登録)の回数又は譲渡期間を制限する登録等)をすることはできるものとする。

(注3) 業務規程により譲渡の回数・譲渡期間を制限した場合には(第1の4(3)参照)、当事者の申請がなくとも、その内容が登録される(第2の2(2)参照)。

【意見】

[B案] に賛成する。

【理由】

譲渡禁止特約付債権の登録を認めない理由はない。登録債権制度が当事者が多様な権利内容を認め、それを登録ができるとされていることに照らせば、あえて排除する必要はない。

3 譲渡登録手続

- (1) 当事者の申請
- a. 必要的申請事項
- 譲渡登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。
- 譲渡する電子登録債権の番号
譲受人の氏名又は名称及び住所
申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
管理機関が業務規程で定める事項
- b. 法定の任意的申請事項
- 譲渡登録をしようとする者は、業務規程に別段の定めがある場合（業務規程による譲渡の制限については、その旨の登録がされている場合に限る。）を除き、譲渡登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の記録を求めることができるものとする。ただし、発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は、この限りでないものとする。
- 電子登録債権の一部を譲渡する場合においては、次に掲げる事項
- イ 電子登録債権の一部を譲渡する旨
ロ 一部譲渡される電子登録債権の金額
ハ 一部譲渡の元となった電子登録債権の登録原簿に一部譲渡の回数の制限の登録がされているときは、一部譲渡される電子登録債権について、更に一部譲渡をすることができる回数
- 電子登録債権が譲受人を受託者とする信託財産となる場合には、信託財産である旨
（注）発生登録における「別段の定め」には、一部譲渡の禁止、一部譲渡の回数の制限、一部譲渡がされた後の各電子登録債権の債権額の制限等があると考えられる。
- c. 法定外の任意的申請事項
- 譲渡登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、譲渡登録の申請に当たり、a及びbに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

【意見】

賛成する。

- (2) 管理機関による登録
- a. 原則
- 管理機関は、譲渡登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に次に掲げる事項の記録をしなければならないものとする。
- 当事者の申請した(1) a、b及びcに掲げる事項
一部譲渡に関する事項（(1) bの に掲げる事項）がある場合には次に掲げる事項
- イ 一部譲渡する旨
ロ 一部譲渡後の電子登録債権の残額
ハ 一部譲渡の回数の制限の登録がされているときは、当該電子登録債権について、更に一部譲渡をすることができる回数
ニ 一部譲渡により譲渡登録がされた電子登録債権の番号
(1) aの の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当

事者が申請したもの 登録日 b. 一部譲渡される電子登録債権についての登録 管理機関は、譲渡登録の申請において、一部譲渡に関する事項（(1) bの に掲げる事項）がある場合には、遅滞なく、登録原簿に次に掲げる事項の記録を行わなければならないものとする。 当事者が申請した(1) bの 口及びハに掲げる事項 電子登録債権の番号 一部譲渡の元となった電子登録債権の登録原簿に登録されていた事項（債権額及び一部譲渡の回数の制限の登録を除く。） 登録日

【意見】

賛成する。但し、a柱書は、遅滞なくでは、直ちにとすべきである。

4 譲渡登録の効力

(1) 権利移転の効力 譲渡登録がされることによって、電子登録債権及びこれに付随する権利（基本権としての利息債権、登録保証債務履行請求権が含まれる。）が移転されるものとする。
--

【意見】

賛成する。

(2) 善意取得 渡登録の申請により電子登録債権について譲渡登録を受けた者は、悪意又は重大な過失がある場合を除き、当該電子登録債権を取得するものとする。

【意見】

賛成する。

(3) 人的抗弁の切断 a. 原則 電子登録債権に係る債務の債務者は、原則として、譲渡人に対する人的関係に基づく抗弁をもって譲受人に対抗することができないものとする。 b. 例外 〔A案〕 譲受人が債務者を害することを知って電子登録債権を取得したときは、債務者は、当該抗弁をもって譲受人に対抗することができるものとする。 （注） 「債務者を害することを知って」とは、「電子登録債権の支払期日において債務者がある特定の抗弁を主張することが確実であることを認識して」という意味である。 〔B案〕 譲受人の主観にかかわらず、登録原簿に登録がされている抗弁に限り譲受人に対抗することができるものとする。
--

【意見】

aについては、賛成し、bについては、〔A案〕に賛成する。

【理由】

bについては、〔B案〕は、抗弁による対抗の有無を主観ではなく、登録の有無にかからしめる点で明確ではあるが、抗弁を有する者に登録を要求する点で過重な負担を求めるものと思われ、実際問題として、登録原簿にすべての抗弁が登録されることはないと思われ、その結果、悪意の譲受人が保護されることになるのは正義に反する。

(4) 消費者保護

電子登録債権に係る債務の債務者が消費者である場合には、人的抗弁の切断の規定の適用はないものとし、電子登録債権の譲渡人が消費者である場合であって、当該譲渡人に係る譲渡登録が権利移転の効力を有しないときは、善意取得の規定の適用はないものとする。

【意見】

消費者を債務者とする電子登録債権制度を導入すること自体に反対するが、消費者を債務者とする電子登録債権制度が導入される場合には、賛成する。

【理由】

消費者がこの制度の利用をする場合は、「住宅ローンに電子登録債権が活用される場合等の限られた場面のみであると予測される」という担当官の補足説明がなされているが（14 頁）、債権流動化のメリットを享受するのは主として債権者側にあるから、かかる住宅ローン等に限られるか否かも不明であり、また、対象が限られるとしても、総額でみると相当な額に及ぶことが想定されることに留意すべきである。

(5) 支払期日後の譲渡登録

〔A 案〕 支払期日後の譲渡登録であっても、支払期日前の譲渡登録と同様の効力を有するものとする。

〔B 案〕 支払期日後の譲渡登録には、善意取得及び人的抗弁の切断の規定の適用はないものとする。

（注） 支払期日後に電子登録債権の譲渡を受けた者等が、錯誤等による意思表示の無効や詐欺等による意思表示の取消しの場合の第三者保護規定（第 1 の 2 (2) 参照）の適用によって保護されることの可否についても、併せて検討する。

【意見】

〔B 案〕に賛成する。（注）については、第三者保護の適用を排除すべきである。

【理由】

支払期日は、債務者や金額と並んで、電子登録債権においてもその価値を図る最も重要な要件と考えられ、期限を徒過した場合は、期限後裏書の手形（手形法 77 1、20）と同様に指名債権譲渡の効力しかないと考えてよく、これ以上の保護を譲受人に与える必要があるとは思われない。

第 4 電子登録債権の消滅等

1 支払の方法

電子登録債権の支払期日における支払の方法については、法令上は規定を設けないものとする。

（注 1） 発生登録における当事者が任意的登録事項として支払方法を登録した場合にはその方法によって支払い、その登録がされていない場合には民法 484 条や商法 516 条により債権者の住所や営業所に持参して支払うことになる。

（注 2） 手形法 39 条 2 項のような規定は設けず、一部支払については民法に従って取り扱うものとする。

（注 3） 支払期日前の支払や、支払期日後の支払については、支払期日における支払と異なる規定（手形法 40 条 1 項及び 2 項のような規定）は設けないものとする。

【意見】

賛成する。

2 支払免責

【A案】 電子登録債権の債権者として登録されている者で当該電子登録債権を有しないもの又は電子登録債権の質権者として登録されている者で当該電子登録債権の取立権を有しないものに対してした支払は、当該支払をした者に悪意又は重大な過失がない限り、その効力を有するものとする。

【B案】 電子登録債権の債権者として登録されている者で当該電子登録債権を有しないもの又は電子登録債権の質権者として登録されている者で当該電子登録債権の取立権を有しないものに対してした支払は、当該支払をした者の主観を問わず、支払としての効力を有するものとする。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

悪意重過失ある者による弁済を保護する理由はない。

3 支払等の効力と支払等登録との関係

(1) 支払を受けた債権者との関係

電子登録債権に係る債務の債務者が債権者に支払をした場合には、支払等登録をしていないときであっても、債権者は、更に支払の請求をすることはできないものとする。

【意見】

賛成する。

(2) 支払を受けた債権者以外の者との関係

電子登録債権に係る債務の債務者が債権者に支払をした場合において、支払等登録をしていないときは、弁済の抗弁は、人的抗弁として取り扱われるものとする。

(注) 弁済の抗弁を人的抗弁として取り扱うことになることから、支払期日後の譲渡登録について、人的抗弁の切断の効力を認めるか否か(第3の4(5)参照)によって、支払等をした者で支払等登録をしていなかったものが取得者に弁済の抗弁を主張することができるかどうかが決せられることとなる。

【意見】

賛成する。

(3) 支払等登録の申請の承諾請求権

a. 電子登録債権について支払等があった場合には、当該支払等をした者は、当該電子登録債権の債権者、質権者又は差押えをした債権者(以下「債権者等」という。)として登録されている者に対して、当該電子登録債権の支払等登録の申請をすることについて承諾すべきことを請求することができるものとする。

b. 電子登録債権に係る債務の支払をする場合には、aにかかわらず、当該支払をする者は、債権者等に対し、支払をするのと引換えに、支払等登録の申請をすることについて承諾すべきことを請求することができるものとする。

(注) 「支払等」とは、支払、相殺等の債権の消滅原因事実を指すものである。

【意見】

a 賛成する。ただし、請求中に譲渡がなされた場合に人的抗弁の切断を受けないために、保全(仮登録等)手続を行えるようにすべきである。

b 反対する。

【理由】

a 支払が人的抗弁として切断される以上、支払をなした債務者側でこれを防ぐ手段を講じることができなければならない。ただ、債務者がかかる仮登録等を自由に行えるものとする電子登録債券の流動性を著しく阻害するため、民事保全の手続を経てこれを行うものとするべ

きである。そして、上記仮登録等の存在は人的抗弁の切断（第3の4(3)b[A案]「害することを知って」の判断にあたって考慮されなければならない。

- b 承諾を受けるのみでは支払登録はなされないものであり、支払（&承諾）後で支払登録前に譲渡が行われる可能性を否定できない。支払登録そのものと同時履行関係になれば、二重払いの危険は回避できないと考えられる。

4 支払等登録

(1) 当事者の申請

a. 申請権者等

- i. 債権者等として登録されている者又はその一般承継人は、単独で支払等登録の申請をすることができるものとする。

（注） 質権者は、被担保債権の支払を受けたときは、当該被担保債権について支払を受けた旨の支払等登録の申請を行うことになる。また、質権者が直接取立権により電子登録債権を行使して支払を受けたときは、当該電子登録債権及び被担保債権について支払等登録の申請を行うことになる。

- ii. 債権者等の全員の承諾がある場合における電子登録債権の支払等をした者も、イと同様とするものとする。

（注） 電子登録債権の支払等をした者は、3(3)により債権者等に承諾をすべきことを命ずる確定判決又はこれと同一の効力を有するものを取得すれば、口により、当該支払等をした者のみで支払等登録の申請をすることができることになる。

b. 必要的申請事項

支払等登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

電子登録債権の番号

支払等に係る債権の特定に関する事項

- （注） 発生登録に係る債務か、登録保証債務か等支払を受けた債権を特定するために必要な事項のことである。

支払等に係る債権の金額

支払等の内容

支払等があった日

支払等をした者の氏名又は名称及び住所並びにその者が支払等をする 것에 についての正当な利益の有無

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに

代理人が法人であるときはその代表者の氏名

管理機関が業務規程で定める事項

c. 法定外の任意的申請事項

支払等登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、支払等登録の申請において、bに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

【意見】

賛成する。

(2) 管理機関による登録

a. 当事者の申請による支払等登録

管理機関は、支払等登録の申請があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

当事者が申請した(1)bの から まで及びcに掲げる事項

(1) b の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの
登録日

b. 当事者の申請によらない支払等登録

管理機関が電子登録債権の支払に係る送金手続をする場合には、管理機関は、入金手続を終えた後（債権者の支払先口座に入金がされたことを確認した後）、直ちに、当事者の申請によらずに、(1) b から までの事項及び登録日を記録しなければならないものとする。

（注） 管理機関が、送金手続と当事者の申請によらない支払等登録の同期性を確保するために、業務規程で支払期日後の一定期間のみについて譲渡登録を禁止することもできると考えられる。

【意見】

賛成する。ただし、a の柱書は、遅滞ではなく、直ちにと改めるべきである。

5 弁済以外の消滅原因

(1) 相殺

電子登録債権が相殺により消滅した場合であっても、支払等登録をしない限り、相殺の抗弁は人的抗弁として取り扱われるものとする。

【意見】

賛成する。

(2) 混同

a. 電子登録債権に係る債務の債務者は、当該電子登録債権を取得した場合であっても、支払等登録をしない限り、混同（民法 520 条本文）による債務の消滅を主張することはできないものとする。

b. 電子登録債権の発生登録における債務者は、当該電子登録債権を取得した場合であっても、登録保証債務の履行請求権を行使することはできず、また、登録保証人は、自己が登録保証をした電子登録債権を取得した場合であっても、他の登録保証人に対する登録保証債務の履行請求権（自己が登録保証債務を負担する前に取得したことがあるものを除く。）を行使することはできないものとする。

【意見】

賛成する。

(3) 消滅時効

（前注） 消滅時効については、以下に掲げる事項のほかは、民法の消滅時効に関する規定が適用される。

電子登録債権（登録保証債務の履行請求権及び特別求償権を含む。）は、支払期日から 3 年間、行使がされないときは、時効によって消滅するものとする。

（注） 電子登録債権が時効により消滅した場合に、電子登録債権の債権者が、発生登録における債務者や登録保証人に対し、これらの者が受けた利益の限度において償還請求をする権利（手形における利得償還請求権のようなもの）について、法令上の規定は設けないものとする。

【意見】

賛成する。

第 5 登録保証等

(前注1) 「登録保証」とは、電子登録債権に係る債務を保証するものであって、登録原簿に登録しなければ効力を生じない保証をいい、電子登録債権について登録原簿への登録によらずに締結される保証契約(これは民法上の保証であり、以下「民事保証」という。)とは別のものである。

(前注2) この試案に別段の定めがない限り、保証に関する民法の規定に従うという前提である。

1 登録保証の要件等

登録保証は、保証登録をしなければ、その効力を生じないものとする。

(注) 管理機関は、業務規程により保証登録の申請を禁止又は制限することができる(第1の4(3)参照)。

【意見】

賛成する。

ただし、そもそも、消費者は、電子登録債権制度を利用し、登録保証人にはなり得ないとするべきである。

2 登録保証の内容

(1) 保証の範囲の限定

保証登録の当事者は、管理機関が業務規程で定める範囲内で、登録原簿に登録することにより、登録保証債務の内容(保証債務額等)を限定することができるものとする。

【意見】

賛成する。

(2) 登録保証には、民法452条(催告の抗弁)、453条(検索の抗弁)、456条(数人の保証人がある場合)及び458条(連帯保証人について生じた事由の効力)の規定は適用しないものとする。

【意見】

賛成する。

3 登録保証の独立性

(1) 独立性

登録保証債務は、その主たる債務者が申請に係る意思表示の無効、取消し等によりその債務を負担しない場合であっても、その効力を妨げられないものとする。

(注) 「無効、取消し等」の「等」とは、そもそも主たる債務者が債務負担の意思表示をしていない場合(名義の冒用)等を指すものである。

【意見】

賛成する。

(2) 主たる債務者の相殺権の行使

登録保証には、民法457条2項(主たる債務者の債権による相殺の主張)の規定は適用しないものとする。

【意見】

賛成する。

(3) 時効中断

主たる債務者に対する時効中断の効果（民法４５７条１項参照）は，登録保証人には及ばないものとする。

【意見】

賛成する。

4 保証登録手続

(1) 当事者の申請

a. 必要的申請事項

保証登録の申請は，次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

電子登録債権の番号

登録保証である旨

保証人の氏名又は名称及び住所

主たる債務者の氏名又は名称及び住所

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名

代理人によって申請する場合にあっては，当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに

代理人が法人であるときはその代表者の氏名

管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定の任意的申請事項

保証登録の申請の当事者は，業務規程に別段の定めがある場合を除き，保証登録の申請において，aに掲げる事項のほか，次に掲げる事項の記録を求めることができるものとする。ただし，発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は，この限りでないものとする。

保証債務の内容の限定に関する事項

保証登録における債権者に対する抗弁をその後の譲受人に対抗することができる旨

c. 法定外の任意的申請事項

保証登録をしようとする者は，業務規程で定める範囲内で，保証登録の申請に当たり，a及びbに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

【意見】

賛成する。

(2) 管理機関による登録

管理機関は，保証登録の申請があったときは，遅滞なく，次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

当事者が申請した(1)aの から まで，b及びcに掲げる事項

(1)aの の事項のうち，管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

登録日

【意見】

賛成する。但し，「遅滞なく」ではなく，「直ちに」と改めるべきである。

5 特別求償権

- (1) 登録保証人が登録保証債務を履行した場合において，支払等登録がされたときは，民法４５９条，４６２条，４６４条及び４６５条の規定にかかわらず，その登録保証人は，次に掲げる者に対して，履行した額及び履行した日以後の遅延損害金及び支出した費用で避けることがで

きなかったものを請求することができる権利(以下「特別求償権」という。)を有するものとする。

主たる債務者

自己の主たる債務と同一の債務を主たる債務とする登録保証人(以下「共同保証人」という。)

主たる債務者として登録された者が、債務を負担してそれを支払ったとすれば、特別求償権を行使することができる者

【意見】

賛成する。

(2) 他の共同保証人(登録保証債務を履行した者が当該債務を負担する前に取得した登録保証債務履行請求権に係る保証人を除く。)に対する特別求償権は、各自の負担部分についてのみ行使することができるものとする。

(注) (3)の場合を除き、民法の原則に従い、特段の合意がない限り、共同登録保証人間の各自の負担部分は等しいものとなる。

【意見】

賛成する。

(3) 登録保証人は、自己の登録保証債務についての債権者となったことがある他の共同保証人に対しては、特別求償権を行使することができないものとする。

【意見】

賛成する。

(4) 登録保証には、民法463条(通知を怠った保証人の求償の制限)の規定は適用しないものとする。

【意見】

賛成する。

(後注1) 特別求償権は、基本的には電子登録債権としての性質を有するものであることを前提としている。例えば、特別求償権の発生には、支払等登録を受けることが必要であり、また、弁済者が特別求償権を譲渡する場合には、譲渡登録を要し、民法の定める指名債権譲渡の方式により譲渡を行うことはできない。

なお、特別求償権を譲渡登録によって譲渡した場合には、登録保証人が法定代位により取得した電子登録債権もこれに伴い移転することとなる。

(後注2) 登録保証人は、一部支払をした場合であっても、支払等登録をすることにより、特別求償権を行使することができる(第4の4(1)aイ、ロ、b、(2)a 参照)。

(後注3) 登録保証人は、「弁済をするについて正当な利益を有する者」に該当するから、登録保証人が弁済した場合には、法定代位により、弁済を受けた者が有する電子登録債権や当該電子登録債権を被担保債権とする担保権を取得する(民法500条)。

特別求償権は、保証人の求償権の特殊なものであるから、登録保証人は、自己の権利に基づいて求償することができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができることとなる(民法501条)。

したがって、登録保証人が弁済をしたにもかかわらず、支払等登録をしていない場合には、特別求償権を行使することができないから、代位した電子登録債権を行使することもできないことになる。

(第5関係後注) 譲渡人の担保責任は、発生登録における債務者の支払を担保するものであるところ、登録保証に独立性を認めることにより、担保責任は、譲渡人が発生登録における債務

者を登録保証することによってまかなうことができるため、手形における担保責任（遡求義務）のような規律は設けないものとする。

【意見】

賛成する。

第6 登録事項の変更

（前注）登録事項の変更には，登録の申請に過誤があった場合，当事者が電子登録債権の内容を変更する旨の合意をした場合，商号変更等により当事者の属性が変更された場合，電子登録債権又はこれに係る債務について一般承継が生じた場合等いかなる原因であるかにかかわらず，登録原簿に記録された事項を変更する場合をすべて含む。

また，登録事項の変更については，登録事項が別の内容となる場合のみならず，登録の申請に錯誤があり，登録事項の全部又は一部が削除される場合も含まれる。

1 意思表示による電子登録債権の内容の変更の要件

意思表示による電子登録債権の内容の変更は，当該意思表示に加えて，変更登録をしなければその効力を生じないものとする。

【意見】

賛成する。

2 変更登録手続

(1) 申請権者

a. 原則

Ⅰ. 特定の登録の当事者及び当該登録について登録原簿上の利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は，業務規程に別段の定めがある場合を除き，当該登録の変更登録の申請をすることができるものとする。

Ⅱ. 申請権者が2人以上あるときは，Ⅰの申請は，全員でしなければならないものとする。

b. 改名等の場合の取扱い

aの口にかかわらず，登録原簿に記録された者の改名，住所変更等による氏名若しくは名称又は住所についての変更登録は，その者が単独で申請をすることができるものとする。他の者の権利義務に影響がないことが明らかな事項であって管理機関が業務規程で定めるものの変更登録についても同様とするものとする。

c. 一般承継が生じた場合の取扱い

Ⅰ. 電子登録債権に係る債務の債務者又は債権者等として登録された者に一般承継があった場合には，aの口にかかわらず，一般承継人は，単独で自己を債務者又は債権者等とする旨の変更登録の申請をすることができるものとする。

Ⅱ. 共同相続

〔A案〕 相続人が2人以上あるときは，各相続人は，単独で変更登録の申請をすることができるものとする。

〔B案〕 相続人が2人以上あるときは，変更登録の申請は，相続人が全員でしなければならないものとする。

〔C案〕 債務者の相続人が2人以上あるときは，各相続人は単独で変更登録の申請をすることができるが，債権者の相続人が2人以上あるときは，相続人が全員で変更登録の申請をしなければならないものとする。

（注） 電子登録債権又はこれに係る債務について一般承継があったときは，相続人その他の一般承継人は，変更登録をしなくても，当該債権又は債務を承継す

ることとの関係で、共同相続の場合における変更登録の申請権者については、承継された債権又は債務の性質(第2の2(1)a の注及び の注参照)と関連させつつ、なお検討する。

Ⅱ. 一般承継人の変更登録と譲渡登録の申請の関係

債権者の一般承継人は、被承継人の氏名等を一般承継人の氏名等に変更する旨の変更登録をすることなく、譲渡登録の申請をすることができるものとする。

(注) 債権者の一般承継人が一般承継により取得した電子登録債権の支払等登録をしようとするときも、当該一般承継人名義への変更登録を経ることなく支払等登録の申請をすることができるものとする。

【意見】

a.Ⅰ.について 賛成する。但し、「業務規定による別段の定め」については、法令等で具体的に限定すべきである。

a.Ⅱ. から c.Ⅰ. について 賛成する。

c.Ⅱ.について [C案]に賛成する。

c.Ⅲ.について 反対する。

【理由】

1 c.Ⅱ.について

単独申請を認めることによるデメリット、リスクを比較した場合、債権の共同相続については、権利推定効が働くことから、債務者としては誰が債権者かについてのトラブルに巻き込まれるおそれがあるのに対し(善意弁済は無重過失が必要である)、債務の共同相続については、債務は各相続人の法定相続分に応じて分割して相続されるとするのが確定判例であり、申請に協力の得られない相続人がいる場合、事実上申請ができなくなることの方の弊害が大きい。

2 c.Ⅲ.について

権利変動過程を忠実にあらわさすべきである

(2) 当事者の申請

変更登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

電子登録債権の番号

変更の対象となる登録事項の特定に必要な事項

の記録を変更する旨

変更後の内容(登録事項を削除するときは、削除する旨)

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは代表者の氏名

管理機関が業務規程で定める事項

【意見】

賛成する。

(3) 管理機関による登録

管理機関は、変更登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

当事者が申請した(2)の から までに掲げる事項

(2)の の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

登録日

【意見】

賛成する。但し、「遅滞なく」ではなく、「直ちに」と変更すべきである。

3 登録事項の変更の瑕疵

(前注) 変更登録の申請をすべき者の一部の申請がないにもかかわらず変更登録がされた場合、変更登録の申請をした者の一部の申請に係る意思表示が無効又は取り消された場合、当該申請が無権代理人等によって行われて表見代理等が成立しない場合、変更権限のない者が変更登録をした場合、変更登録をすることなく登録事項が変更された場合(いわゆる変造)等、登録事項の変更の要件を充たさずに変更が行われることを「変更の瑕疵」という。

(1) 変更前に債務を負担した者の責任

変更の瑕疵がある場合には、その変更がされる前に債務を負担した者は、変更前の登録内容に従って責任を負うものとする。ただし、変更登録の有効な申請をした者の間においては、当該申請をした債務者は、変更後の登録内容に従って責任を負うものとする。

【意見】

賛成する。

(2) 変更後に債務を負担した者の責任

変更の瑕疵があっても、その変更がされた後に当該電子登録債権について債務を負担した者は、変更後の登録内容に従って責任を負うものとする。
--

【意見】

賛成する。

第7 その他

1 質権

(1) 質権の設定方法

電子登録債権の質入れは、当該電子登録債権の登録原簿に質権を設定する旨の登録(以下「質権設定登録」という。)をしなければ、その効力を生じないものとする。

【意見】

賛成する。

(2) 質権設定登録手続

- | |
|--|
| a. 当事者の申請
質権設定登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。 |
|--|

質権を設定する電子登録債権の番号

質権を設定する旨

質権者の氏名又は名称及び住所

被担保債権の債務者の氏名若しくは名称及び住所、被担保債権額その他被担保債権の特定に関する事項(質権が根質権であるときは、被担保債権の範囲及び極度額)

(注) 「極度額」を必要的申請事項・登録事項としているのは、後順位質権の設定登録も原則として認めること((3)の注2参照)を前提とするものであって、包括根質を電子登録債権については認めないことを意味するものであるが、その当否については、後順位質権の設定登録を認めることの当否の問題と併せて、なお検討する。
申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定の任意的申請事項

質権設定登録の申請の当事者は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、質権設定登録の申請において、aに掲げる事項のほか、質権が質権者を受託者とする信託財産となる場合には、信託財産である旨の記録を求めることができるものとする。ただし、発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は、この限りでないものとする。

c. 法定外の任意的申請事項

質権設定登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、質権設定登録の申請において、aに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

d. 管理機関による登録管理機関は、質権設定登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

当事者が申請したaの から まで、b及びcに掲げる事項

aの の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

登録日

(注) 管理機関は、業務規程により質権設定登録の申請の禁止をすることができる(第1の4(3)参照)。

【意見】

aについては賛成する。(注)については、包括根質は電子登録債権では認めるべきではない。

bは賛成する。なお、「法定の任意的申請事項」が、質権が質権者を受託者とする信託財産となる場合に限定されるのか否かが不明であり、他に存在するのであれば、具体的内容を明示すべきである。

cは賛成する。但し、法定外の任意的記載事項は、範囲を限定すべきである。

dは賛成する。但し、「遅滞なく」は、「直ちに」と改めるべきである。

(3) 質権設定登録の効力

質権設定登録にも権利推定効、善意取得及び人的抗弁の切断を認めるものとする。

(注1) 電子登録債権を目的とする質権には、この試案に別段の定めがない限り、民法の債権質の規定が適用される。

(注2) 質権設定登録がされたとしても、質権設定者は、譲渡登録の申請や、後順位質権について質権設定登録の申請をすることができる(ただし、業務規程や発生登録において、質権設定者による譲渡登録等の申請を禁止又は制限することは可能である。)ものとして整理しているが、これらの申請をすることを認める必要があるのかどうかについては、なお検討する。

【意見】

賛成する。

(4) 転質等

転質、質権の移転等について、所要の規定を整備するものとする。

【意見】

賛成である。

2 信託

(1) 電子登録債権については、信託財産に属する旨を登録原簿に登録しなければ、当該電子登録債権が信託財産に属することを第三者に対抗することができないものとする。

【意見】

賛成する。

(2) 登録手続

信託の登録は、発生登録、譲渡登録又は質権設定登録であって受託者が債権者又は質権者として記録されているものにおいて、信託財産に属する旨を記録することにより行うものとする。

【意見】

賛成する。

3 登録原簿等の開示

(1) 登録事項についての開示

a. 次に掲げる者は、管理機関に対し、当該管理機関が業務規程で定める手数料を納付して、電子登録債権につき登録原簿に記録されている事項の閲覧又は当該事項の全部若しくは一部の証明をした書面若しくは電磁的記録（以下「証明書等」という。）の提供を請求することができるものとする。ただし、その者が当該事項を利益を得て第三者に通報するために請求を行ったときその他登録原簿に記録された者の利益を害するおそれがあるときは、この限りでないものとする。

自己の氏名又は名称が、いずれかの登録の当事者として登録原簿に登録されている者

これらの者の財産の管理及び処分をする権限を有する者

管理機関が業務規程で定める者

b. 管理機関は、業務規程で定めることにより、aの に掲げる者に対するaの請求による開示の範囲を限定することができるものとする。

c. 管理機関は、業務規程で定めることにより、法定外の任意的登録事項についての開示の範囲を限定することができるものとする。

d. b又はcにより開示の範囲を限定した場合において、登録原簿に記録されている事項で開示をしないものが生ずるときは、登録事項の証明書等の提供の場合にあっては開示をしない事項のあることを当該証明書等に記録し、閲覧の場合にあっては当該事実を閲覧者に告げなければならないものとする。

（注） cによる開示の範囲の限定のほか、bによる開示の範囲の限定をする必要性和合理性があるのかどうか（aの に掲げる者について、必要的登録事項又は法定の任意的登録事項の全部又は一部を開示しないこととする必要性和合理性があるか）について、なお検討する。

【意見】

賛成する。

(2) 申請に関する書面等についての開示

登録の申請において申請者として表示された者は、管理機関に対し、当該管理機関が業務規程で定める手数料を納付して、当該申請に関する書面（電磁的記録を含み、添付情報を含む。）の閲覧又はその謄本若しくは抄本（申請に関する情報が電磁的記録に記録されているときは、記録された情報の内容の全部又は一部を証明した書面又は電磁的記録）の提供を請求することができるものとする。当該申請につき利害関係を有する者についても、正当な理由があるときは、同様とするものとする。

（注） 申請に関する書面等についての開示請求権者の範囲及び開示請求の要件については、な

お検討する。

【意見】

賛成する。

(3) 閲覧の方法

登録原簿の閲覧及び申請に関する情報が電磁的記録に記録されている場合における当該情報の閲覧の方法は、記録されている事項を紙面に出力して表示する方法又は映像面に表示する方法の双方又はいずれかであって管理機関が業務規程で定めるものとする。

【意見】

反対する。閲覧方法は双方を認めるべきである。

【理由】

閲覧者の利益を考えるのであれば、閲覧の方法について、紙面に出力して表示する方法と、映像面に表示する方法の双方を認めるべきであり、いずれかに限定すべきではない。

(4) 登録原簿の登録内容の保存等

管理機関は、ある電子登録債権について、すべての登録について支払等登録又は登録事項を削除する変更登録がされた後一定期間、登録原簿の登録内容を保存しなければならないものとする。

(注) 「一定期間」としてどの程度の期間が相当かについては、管理機関に対する監督の観点からの検討もされるものと考えられる。

【意見】

賛成する。なお、「一定期間」は法定すべきである。

4 電子登録債権に関する差押え等

電子登録債権に関する強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、競売並びに没収保全（以下「差押え等」という。）に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定め、差押え等その他の処分の制限がされた場合の登録に関し必要な事項は、法律又は政省令において所要の規定を整備するものとする。

(後注) 手形訴訟類似の簡易な訴訟制度は、設けないものとする。

【意見】

賛成する。但し、「所要の規定の整備」という名目の下に、当初は予想もされなかった規定が規定されることが存した。所要の規定の整備という趣旨は技術的ないし事務的な規定を整備を意味するはずであり、パブリックコメントに付すことなく、国民の権利義務に影響を与える規定を設けることはその範疇を超えることに留意すべき。

5 その他

以上のほか、罰則その他所要の規定を整備するものとする。

【意見】

「罰則その他所要の規定を整備」という趣旨も、技術的ないし事務的な規定を整備することのみであれば許容されるが、罰則も含め、国民の権利義務に影響を与えるような規定を設けることは「所要の規定の整備」との範疇を超えるから、パブリックコメントに際しては、要旨程度は提示すべきである。